

証券コード 4345
2021年5月31日

株 主 各 位

長野県上田市古里115番地
株式会社 **シーティーエス**
代表取締役社長 横 島 泰 蔵**第31回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせて頂き、事前に郵送またはインターネットにより、2021年6月17日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cts-h.co.jp/>) に掲載しております。
 - (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cts-h.co.jp/>) に掲載させていただきます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

＜株主の皆様へのお願い＞

- ・ 本年は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。事前にインターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使の詳細は、3頁から4頁をご参照ください。

＜会場における対応のご案内＞

- ・ 株主総会にご来場いただく株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用をお願いいたします。また、受付において、体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる方等には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 株主総会に出席する役員、および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。また、検温を含め、あらかじめ体調を十分確認したうえで参加することといたします。
- ・ 株主総会の議事は円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間でを行う予定でありますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

株主総会にご来場いただく株主様へのご案内

1. 当日ご来場の際は、本株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会のお土産の配布はございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社シーティーエス 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

議案番号	議案名	賛否

単日現在のご所有株式数 XX 股
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
密（パスワード）XXXXX
株式会社シーティーエス

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

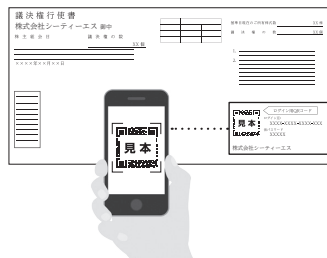
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

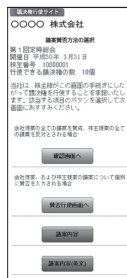
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



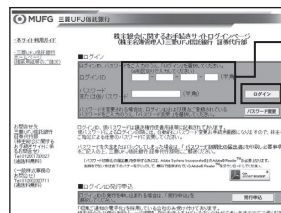
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

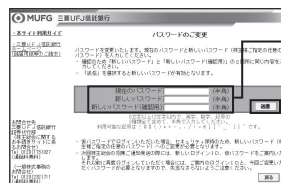
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

第 31 期 事 業 報 告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）の当社グループの主要顧客である土木・建築業界を取り巻く環境につきましては、災害復旧・防災等の対応のため、公共投資は底堅く推移した一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等については、引き続き予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、2021年3月期から2023年3月期までの3カ年を対象にした中期経営計画を策定しております。当社グループは建設ICTの専門企業として、その中核となる中期経営方針に下記の4項目を掲げるとともに、2023年3月期において達成すべき目標として3項目を設定しております。これらの方針を基に、目標を達成すべく事業を着実に展開してまいりました。

<中期経営方針目標>

- ・ 地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大
- ・ 土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大
- ・ システム・測量計測事業を中心とした独自商品・サービスの開発強化及びサポートの充実
- ・ レンタルを基本とした営業・サポート体制の構築及び全国展開の推進

<中期経営目標>

- ・ 主力商品・サービス売上高（※） 80億円超（2020年3月期対比 50%超）
- ・ 営業利益率 20%超
- ・ ROE 20%超

※ 主力商品・サービスは、繰り返し利用が多い「レンタル」とその「付随商品・サービス」及び「内製サービス」により構成されています。

当連結会計年度の業績につきましては、主力商品・サービスの営業に注力した結果、既存顧客を中心に受注が順調に推移し、売上高は9,968百万円（前期比8.7%増）となりました。

利益面でも、付加価値の高い主力商品・サービスの売上高が増加したことにより、売上総利益が4,679百万円（前期比13.1%増）と順調に推移しました。販売費及び一般管理費は、主に測量計測事業における営業活動の効率化及びセミナー活動の休止等により減少した一方、処遇改善・人員増に加え、期末の決算報奨金支給等による人件費の増加、測量機器管理センター竣工に伴う移転費用等を計上したことから、2,451百万円（前期比7.3%増）となりました。しかし、売上総利益の増加により営業利益は2,228百万円（前期比20.3%増）となりました。

その結果、経常利益は2,127百万円（前期比17.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,456百万円（前期比16.7%増）といずれも前連結会計年度を上回る実績となりました。

なお、主力商品・サービスについては、主に既存顧客によるリピート利用が伸長し、レンタル稼働数が増加したことに伴い、売上高は6,047百万円（前期比13.6%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

区 分	期 別	第 30 期 （ 2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで ）		第 31 期 （ 2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで ）	
		売 上 高	構 成 比 率	売 上 高	構 成 比 率
シ ス テ ム 事 業		百万円 4,142	% 45.2	百万円 4,798	% 48.1
測 量 計 測 事 業		3,382	36.9	3,422	34.3
ハ ウ ス 備 品 事 業		1,097	11.9	1,144	11.5
そ の 他		550	6.0	602	6.1
合 計		9,172	100.0	9,968	100.0

<システム事業>

当事業につきましては、クラウドストレージサービスを中心に業界に特化したITインフラサービス（情報共有システム、回線サービス、固定IP電話サービス、ネットワークカメラ、遠隔作業支援システム、システム機器等）のレンタル等に関して、主力商品・サービスを中心に商品力の強化及び営業に注力した結果、既存顧客を中心に受注が順調に推移し、当事業の売上高は4,798百万円（前期比15.8%増）となりました。利益面は、ITインフラサービスを主とした主力商品・サービス売上高の伸長により売上総利益が増加しました。

また、中期経営計画に基づく積極的な人員増加策による人件費の増加などにより、販売費及び一般管理費も増加いたしました。売上総利益の増加が大きく、セグメント利益（営業利益）は1,374百万円（前期比29.1%増）となりました。

<測量計測事業>

当事業につきましては、測量機器及び計測システム等のレンタル・販売に関して、販売の大型案件が減少しましたが、主力商品・サービスの営業に注力した結果、既存顧客を中心にワンマン測量システム等のレンタル受注が順調に推移し、当事業の売上高は3,422百万円（前期比1.2%増）となりました。利益面は、販売の大型案件が減少したこと等に対し、レンタルをはじめとした主力商品・サービス売上高の伸長による売上総利益の増加と、営業活動の効率化及びセミナー活動の休止等による販売費及び一般管理費の減少により、セグメント利益（営業利益）は617百万円（前期比12.3%増）となりました。

<ハウス備品事業>

当事業につきましては、建設現場事務所用ユニットハウス及び什器備品等のレンタル・販売に関して、工期の延長・長期化等により自社レンタルハウスの新規貸出・引取が減少しました。一方で、自社レンタルの稼働は堅調に推移したことから、当事業の売上高は1,144百万円（前期比4.3%増）となりました。利益面は、新規貸出・引取の減少により付帯サービス料が減少しましたが、自社レンタルの稼働に伴う賃貸料は増加したことから売上総利益が増加し、セグメント利益（営業利益）は186百万円（前期比0.9%増）となりました。

<その他>

その他につきましては、売上高は602百万円（前期比9.4%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は50百万円（前期比5.0%減）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,625百万円であります。その主な内訳は、システム事業及び測量計測事業のレンタル用資産である、建設現場向けITインフラ機器及び測量機器等の取得であります。これらの資産については自己資金及びリース契約により調達しております。

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社は、2021年3月期から2023年3月期までの3ヵ年を対象とした新たな中期経営計画を策定し、以下の経営課題に取り組んでまいります。

■どこへ

① 地場ゼネコンから広域ゼネコンへターゲット拡大

全国29支店のネットワークを活かし、広域で事業を営んでいる顧客の獲得をより推進し収益の拡大に努めてまいります。

② 土木系から建築系へ対象顧客の業種拡大

これまでの土木工事を中心とした顧客への営業活動に加えて、建築工事、電気・管等の設備工事等の新規顧客の開拓を積極的に行い収益の拡大に努めてまいります。

■何を

③ システム・測量計測事業を中心とした独自商品・サービスの開発強化及びサポートの充実

少子高齢化、働き方改革等に対応して、建設業における業務の省人・省力化を推進する商品・サービスの開発と、顧客サポートの充実をより一層推進してまいります。また、国土交通省が推進する「i-Construction」(ICT施工)に関しては、内製化を目指すユーザーに対する支援を積極的に展開してまいります。

■どのように

④ レンタル業を基本とした営業・サポート体制の構築及び全国展開の推進

測量機器をはじめ、ツールが高度化・システム化・ネットワーク化し、所有による維持・管理が複雑で難しくなっている状況を踏まえ、商品・サービスの提供をレンタル中心で行っていくことで顧客利便性を高めてまいります。また、リピーター獲得のための営業体制、及びそれらを支える直接・遠隔でのサポート体制の構築と営業ネットワークの全国展開を推進してまいります。

なお、当該中期経営計画の最終年度である2023年3月期において達成すべき目標を以下のとおり掲げ事業の展開を推進してまいります。

・主力商品・サービス売上高	80億円超 (2020年3月期対比 50%増)
・営業利益率	20%超
・ROE	20%超

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第28期	第29期	第30期	第31期
		(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		8,578	8,613	9,172	9,968
経 常 利 益(百万円)		1,465	1,559	1,818	2,127
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		1,026	1,066	1,248	1,456
1株当たり 当期純利益金額(円)		25.01	24.63	29.24	34.14
総 資 産(百万円)		12,279	12,057	11,720	13,115
純 資 産(百万円)		6,960	7,120	7,842	8,789

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 2017年8月1日付けで普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第29期より適用しており、第28期の総資産は組替後の金額で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第28期	第29期	第30期	第31期
		(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		7,879	7,993	8,699	9,421
経 常 利 益(百万円)		1,307	1,419	1,681	2,412
当 期 純 利 益(百万円)		928	972	1,163	1,788
1株当たり 当期純利益金額(円)		22.60	22.47	27.26	41.92
総 資 産(百万円)		11,648	11,583	11,261	13,017
純 資 産(百万円)		6,772	6,839	7,476	8,755

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 2017年8月1日付けで普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第29期より適用しており、第28期の総資産は組替後の金額で表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 レンタライズ	50百万円	100%	ユニットハウス・関連備品のレンタル及び販売等
株式会社CTSラインテック	50百万円	100%	交通安全・環境関連の工事等

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業名	事業内容
システム事業	ITインフラサービスのレンタル及び販売 建設業向けクラウドストレージサービス 建設現場向けITインフラサービス (回線サービス、固定IP電話サービス、ネットワークカメラ、遠隔作業支援システム、システム機器等)
測量計測事業	測量計測システム・ICT施工関連システムのレンタル及び販売 【基本分野】 MDTs・GNSS等によるワンマン測量システム等 【ICT施工分野】 転圧管理システム、3Dスキャナ、3D計測・データ作成代行
ハウス備品事業	ユニットハウス・関連備品のレンタル及び販売 オフィス機能の総合レンタル
その他	交通安全・環境関連の工事等 道路標識の設置・道路白線の設置

(7) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本社	長野県上田市古里115番地			
支店	札幌支店	盛岡支店	仙台支店	山形支店
	郡山支店	水戸支店	宇都宮支店	前橋支店
	千葉支店	東京支店	新潟支店	富山支店
	金沢支店	甲府支店	長野支店	松本支店
	浜松支店	名古屋支店	津支店	大阪支店
	神戸支店	広島支店	福岡支店	熊本支店
	宮崎支店	鹿児島支店	那覇支店	

(注) 2021年4月1日付で岐阜支店・京都支店を開設しております。

② 子会社

会社名	区分	所在地
株式会社レンタライズ	本社	長野県上田市
株式会社CTSラインテック	本社	長野県上田市

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
259名	8名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
223名	9名増	41.4歳	8.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 152,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 42,679,155株（自己株式720,845株を除く。）
 (3) 株主数 4,244名（前期末比145名増）
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社 横島	16,000,000 ^株	37.5 [%]
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	4,588,300	10.8
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	2,511,900	5.9
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	1,251,200	2.9
GOVERNMENT OF NORWAY	835,500	2.0
株式会社 八十二銀行	835,200	2.0
シーティーエス社員持株会	697,600	1.6
猪股和典	666,000	1.6
株式会社 三井住友銀行	640,000	1.5
KIAFUND 136	476,200	1.1

- (注) 1. 自己株式720,845株は上記から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横 島 泰 蔵	株式会社レンタライズ 代表取締役社長 株式会社CTSラインテック 代表取締役
取 締 役	秋 山 秀 樹	執行役員 東海営業部長
取 締 役	金 井 一 智	執行役員 システム事業統括部長
取 締 役	横 島 連	執行役員 経営企画室長 (兼) ハウス備品事業統括部長
取 締 役	岸 本 明 彦	
取 締 役	宮 坂 正 晴	信州ハム株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	芦 田 久	株式会社レンタライズ 監査役 株式会社CTSラインテック 監査役
監 査 役	佐 々 木 弘 道	弁護士法人佐々木法律事務所 代表社員
監 査 役	水 沢 健 時	税理士

- (注) 1. 取締役横島連氏は、2020年6月19日開催の第30回定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任いたしました。
2. 取締役岸本明彦氏及び取締役宮坂正晴氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役芦田久氏、監査役佐々木弘道氏及び監査役水沢健時氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、2013年11月13日付けで常勤監査役芦田久氏、2014年6月13日付けで監査役佐々木弘道氏及び監査役水沢健時氏、2017年6月23日付けで取締役岸本明彦氏、2019年6月19日付けで取締役宮坂正晴氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役水沢健時氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、または法令・規則及び取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該方針に沿うものであることを判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務、企業価値向上に対する貢献度、会社業績等を勘案し決定する。

ロ. 報酬の種類と構成割合

- ・ 業務執行機能を担う社内取締役の報酬は、当面の間、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。なお、業績連動報酬（短期インセンティブ）である役員賞与及び非金銭報酬（中長期のインセンティブ）である株式報酬等の導入については、今後の中で必要に応じて検討する。
- ・ 監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬の支払いのみとする。
- ・ 報酬の種類別の割合は、業績連動報酬等を導入する時点で検討する。
- ・ 執行役員を兼務する取締役については、業務執行の貢献度に応じて使用人としての賞与を支払う。

ハ. 報酬の支払時期・条件

- ・ 基本報酬（固定報酬）：月次にて金銭で支払う。

ニ. 取締役の個人別報酬の決定方法

- ・ 取締役の個人別の報酬については、「役員報酬の基本方針」及び「報酬の種類と構成割合」の内容及び、代表取締役社長・担当取締役・社外取締役が具体的内容について協議の上、取締役会にて決定する。

ホ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・ 監査役の報酬額は、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、基本報酬のみの支払いとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	非金銭報酬 (中長期インセンティブ)	
		固定報酬	役員賞与	株式報酬等	
社 内 取 締 役	54百万円	54百万円	—	—	4名
社 外 取 締 役	4百万円	4百万円	—	—	2名
監 査 役	12百万円	12百万円	—	—	3名
合 計	72百万円	72百万円	—	—	9名

- (注) 1. 社内取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2011年6月17日開催の第21回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	兼 職 先 と の 関 係
取 締 役	宮 坂 正 晴	信州ハム株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
監 査 役	佐々木 弘 道	弁護士法人 佐々木法律事務所	代 表 社 員	当社と同弁護士法人との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
岸本明彦	取締役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、企業経営に関する識見に基づき、客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。
宮坂正晴	取締役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、企業経営に関する識見に基づき、客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。
芦田久	常勤監査役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席するとともに、重要会議等にも随時出席し、企業経営経験の観点から中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に意見・助言等を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は経営執行面を全般に監視・検証を行っております。
佐々木弘道	監査役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、経営上有用な意見・助言を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は法務面を主体に監視・検証を行っております。
水沢健時	監査役	当事業年度において開催した取締役会12回すべてに出席し、税理士としての専門的見地と経営指導経験の観点から、経営上有用な意見・助言を行っております。 また、当事業年度において開催した監査役会13回すべてに出席し、監査は財務面を主体に監視・検証を行っております。

③ 報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
社外役員の報酬等の総額	5名	17百万円

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等により周知徹底し、法令及び定款に適合する体制を構築する。
- ② 取締役会は、取締役相互に業務執行状況を監督し、適切な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- ③ 内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況を監査し社長に報告する。問題が発生した場合は、取締役会及び監査役に報告し早期是正に努める。
- ④ 使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備し、その通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令等に定める文書及び社内重要文書・情報等は文書管理規程の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- ② 電磁的記録等の情報に係る管理は、情報システム管理基本規程・情報セキュリティー基本規程等に基づき、情報保存方法・媒体への対応、漏洩防止対策を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスク把握・管理に関するリスク管理規程に基づき、全社・部門別に担当部署を定め、適切に対応できる体制の構築とその整備を図る。
- ② 不測・緊急事態の発生に対応する非常事態管理規程に基づき、損害の拡大を最小限にとどめるリスク管理体制の構築に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回の定時に開催するほか必要に応じて適宜開催し、重要事項等に関する迅速な意思決定を行う。
- ② 取締役の業務遂行については、業務分掌規程・職務権限規程等に所管業務・担当部署に係る責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な業務執行を維持する。
- ③ 業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。

(5) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 連結子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告については、当社が定める関係会社管理規程等に基づき、業務の執行の状況を管理する体制を構築する。
- ② 当社及び連結子会社の損失の危険の管理については、リスク管理規程に基づき、統括部署が一元的に管理する。
- ③ 連結子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営状況を的確に把握する重要事項を取締役会等へ報告する体制を整備し、当社との連携を図る。
- ④ 連結子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査、監査役監査等により、業務の適正を検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、当社は監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役から要請を受けた場合には監査役と協議のうえ配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補助する使用人をおく場合は、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統に属さず、監査役の指示命令に従うものとする。
- ② 当該使用人の人事異動、人事考課、処罰等の決定に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

(8) 当社及び連結子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び連結子会社の取締役及び使用人は、当社又は連結子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、違法・不正な行為があることを発見したときは速やかに監査役へ報告を行う。
- ② 監査役は、重要会議に出席し意見聴取を行うとともに、必要あるときは当社及び連結子会社の取締役及び使用人にいつでも報告を求めるものとする。
- ③ 当社及び連結子会社は、監査役への報告を行った者に対し、不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社及び連結子会社の代表取締役と重要課題について定期的に意見交換を行う。また、財務上の問題点については、監査法人と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役は、監査室と連携を保つとともに、必要に応じて調査を求めることができる。
- ③ 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。

また、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として拒絶する。
- ② 社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、同勢力に対して警察等との連携強化等を図る体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム

内部統制システム全般の整備・運用状況を監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等を整備するとともに、コンプライアンス研修を定期的を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度を整備し、周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、部署ごとにリスク管理責任者を定め、業務上想定されるリスクへの対応を行っており、担当部署において検証及び見直しをはかっております。

(4) 監査体制

監査役の監査については、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、会計監査人及び監査室と定期的な情報交換を実施しております。

また、内部監査については、監査室が作成した内部監査計画に基づき、会計監査、業務監査、システム監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営方針のひとつに定めております。第一に、積極的に事業を展開し、企業全体としての価値の向上を目指します。第二に、企業活動により得た利益に関しては、業績に連動した配当により還元を行います。以上により、将来の利益創造と、現在の利益配分の実現を目指します。

当社の配当政策は、安定配当の考え方を採用せず、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を考慮したうえで、業績に連動する利益還元を行うことを基本方針にしております。期間における自己資本と他人資本の両経営資源活用の最終成果である当期純利益と、決算期末における財政状態に占める自己資本と他人資本の構成に応じて、配当性向及び配当金額を算出することとしており、具体的運用基準を次のように定めております。

■具体的運用基準

< 1株当たり中間配当金の算出方法 >

- ・期首において計算した1株当たり年間配当金の1/2とします。
- ・1株当たり中間配当金の1円未満は切り捨てして算出しております。

< 1株当たり期末配当金の算出方法 >

- ・配当金の原資は、税引き後の当期純利益とします。
- ・当社所定の計算基準により配当性向を決定します。
配当性向 = 自己資本比率 × 0.5 + (1 - 自己資本比率) × 0.2
- ・配当金総額の計算を次の算式により行います。
配当金総額 = 当期純利益 × 配当性向 - 中間配当金総額
- ・1株当たり期末配当金の計算を、次の算式により行います。
1株当たり期末配当金 = 配当金総額 ÷ 発行済株式総数

< その他 >

- ・その他配当金計算に関する詳細は当社内規に基づいて行われます。
- ・特別な貸借等の特殊要因により自己資本比率が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し、配当性向を決定します。
- ・特別な損益等の特殊要因により税引き後の当期純利益が大きく変動する事業年度については、その影響を考慮し、配当額を決定します。
- ・1株当たり配当金の10銭未満は切り上げて算出しております。

当期末配当金につきましては、上記の配当政策を基に算出しており、取締役会の決定により、1株当たり8円00銭とさせていただきます。年間配当金は、1株当たり中間配当金6円を含め、前期に対し1円80銭増配の1株当たり14円00銭となりました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,563	流動負債	2,539
現金及び預金	6,216	支払手形及び買掛金	499
受取手形及び売掛金	1,693	電子記録債務	559
たな卸資産	460	リース債務	730
その他	196	未払法人税等	378
貸倒引当金	△4	その他	371
固定資産	4,552	固定負債	1,786
有形固定資産	4,078	リース債務	1,570
レンタル資産	31	その他	215
建物及び構築物	732	負債合計	4,326
土地	1,022	(純資産の部)	
リース資産	2,275	株主資本	8,758
その他	16	資本金	425
無形固定資産	53	資本剰余金	2,399
投資その他の資産	420	利益剰余金	6,393
その他	422	自己株式	△460
貸倒引当金	△1	その他の包括利益累計額	31
資産合計	13,115	その他有価証券評価差額金	31
		純資産合計	8,789
		負債・純資産合計	13,115

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		9,968
売 上 原 価		5,288
売 上 総 利 益		4,679
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,451
営 業 利 益		2,228
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	1	
受 取 地 代 家 賃	2	
受 取 保 険 金	1	
そ の 他	3	8
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43	
持 分 法 適 用 に よ る 投 資 損 失	66	109
経 常 利 益		2,127
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14	14
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,141
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	692	
法 人 税 等 調 整 額	△7	684
当 期 純 利 益		1,456
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,456

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,191	流動負債	2,490
現金及び預金	5,934	支払手形	29
受取手形	310	電買子記簿債	559
売掛金	1,308	買掛金	480
たな卸資産	447	未払債	717
前払費用	7	未払費用	65
その他の当金	187	未払法人税	131
貸倒引当金	△4	未前受りの金	358
固定資産	4,826	預そ	1
有形固定資産	4,049	固定負債	23
レンタル資産	31	繰上入金負債	1,556
建物	677	繰上入金負債	59
構築物	54	繰上入金負債	8
機械及び装置	0	繰上入金負債	146
車両運搬具	1	負債合計	4,262
工具、器具及び備品	14	(純資産の部)	
土地区画整理費	1,022	株主資本	8,723
リース資産	2,247	資本金	425
無形固定資産	53	資本剰余金	2,399
借地権	3	資本準備金	428
ソフトウェア	43	その他の資本剰余金	1,970
その他の資産	7	利益剰余金	6,359
投資その他の資産	722	利益準備金	23
投資有価証券	53	その他の利益剰余金	6,336
関係会社株式	609	固定資産圧縮積立金	184
その他の当金	62	別途積立金	108
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	6,043
資産合計	13,017	自己株	△460
		評価・換算差額等	31
		その他有価証券評価差額金	31
		純資産合計	8,755
		負債・純資産合計	13,017

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		9,421
売 上 原 価		5,091
売 上 総 利 益		4,329
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,240
営 業 利 益		2,089
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	358	
受 取 地 代 家 賃	2	
受 取 保 険 金	1	
そ の 他	3	366
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43	43
経 常 利 益		2,412
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14	14
税 引 前 当 期 純 利 益		2,427
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	645	
法 人 税 等 調 整 額	△7	638
当 期 純 利 益		1,788

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下条修司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤野竜男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーティーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社シーティーエス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下条修司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤野竜男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーティーエスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社シーティーエス 監査役会

常勤監査役 芦田 久 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 佐々木 弘 道 ㊟

社外監査役 水 沢 健 時 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よこしまたいぞう 横島泰蔵 (1960年6月9日生)	1980年9月 当社入社 1990年7月 当社取締役 1995年7月 当社専務取締役 2001年6月 当社代表取締役副社長 2003年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年1月 株式会社レンタライズ 代表取締役社長（現任） 株式会社CTSラインテック 代表取締役（現任）	76,800株
	(選任理由) 横島泰蔵氏は、1990年に当社取締役、2003年より当社の代表取締役社長を務め、当社が目指すべき経営方針を掲げ、その実現に向けて強力なリーダーシップ・決断力を発揮し、業容を拡大してまいりました。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。		
2	あきやまひでき 秋山秀樹 (1976年4月5日生)	2000年7月 当社入社 2013年7月 当社松本支店長 2017年4月 当社執行役員（現任） 2017年10月 当社東海・甲信営業部長 2019年1月 当社東海営業部長（現任） 2019年2月 当社近畿営業部長 2019年6月 当社取締役（現任）	6,653株
	(選任理由) 秋山秀樹氏は、営業部門の責任者として事業拡大に貢献し、現在も東海営業部長として営業活動を推進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かな い かず とし 金 井 一 智 (1977年11月29日生)	2002年6月 当社入社 2015年6月 当社事業統括本部 ITインフラチーム部長代理 2016年4月 当社システム事業推進部長 2017年4月 当社執行役員 (現任) 2018年9月 当社システム事業統括部長 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任)	16,153株
	(選任理由) 金井一智氏は、主力事業であるシステム事業の責任者として事業拡大に貢献し、現在はシステム事業統括部長として収益の拡大を推進しております。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。		
4	よこ しま れん 横 島 連 (1987年6月6日生)	2014年1月 当社入社 2017年6月 株式会社レンタライズ 取締役 (現任) 2018年1月 当社経営企画部長 (現 経営企画室長) (現任) 2018年4月 株式会社CTSラインテック 取締役 (現任) 2018年7月 当社ハウス備品事業統括部長 (現任) 2019年4月 当社執行役員 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任)	973株
	(選任理由) 横島連氏は、2014年に入社して以来、一貫して経営企画部門に所属し、現在は経営企画室長として、会社の経営基盤の強化を推進しております。また、ハウス備品事業の責任者として、収益の改善に取り組んでおります。同氏の経験・実績・識見を当社の経営に活かすことにより企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図れると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	岸本明彦 (1953年1月1日生)	1971年4月 本田技研工業株式会社入社 2006年4月 同社南米本部地域事業企画室長 2008年4月 日信工業株式会社入社 総務・経理・人材開発統括 2008年6月 同社取締役 2011年6月 同社常務取締役 経営管理本部長 2017年6月 同社取締役(現任)	1,168株
	(選任理由) 岸本明彦氏は、本田技研工業株式会社及び日信工業株式会社に在職中に、経営管理部門の取締役等の要職を歴任しており、企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。		
6	宮坂正晴 (1953年1月29日生)	1975年4月 信州ハム株式会社入社 2006年9月 同社執行役員 営業本部長 2008年9月 同社取締役 2010年9月 同社常務取締役 2014年9月 同社専務取締役 事業本部長 2016年9月 同社代表取締役社長(現任) 2019年6月 同社取締役(現任)	一株
	(選任理由) 宮坂正晴氏は、現在信州ハム株式会社の代表取締役社長として活躍されており、企業経営に関する識見に基づき、取締役会において客観的な意見や意思決定を通じ、経営の監督を行っております。今後も公正な立場から取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。		

- (注) 1. 各候補者と、当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岸本明彦氏及び宮坂正晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用について、当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、または法令・規則及び取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は岸本明彦氏及び宮坂正晴氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本議案が承認可決され、両氏が再選された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は岸本明彦氏及び宮坂正晴氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が再選された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 所有する当社の株式数には、シーティーエス役員持株会における本人の持分が含まれております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役芦田久氏は任期満了となります。つきましては、監査強化のため1名増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

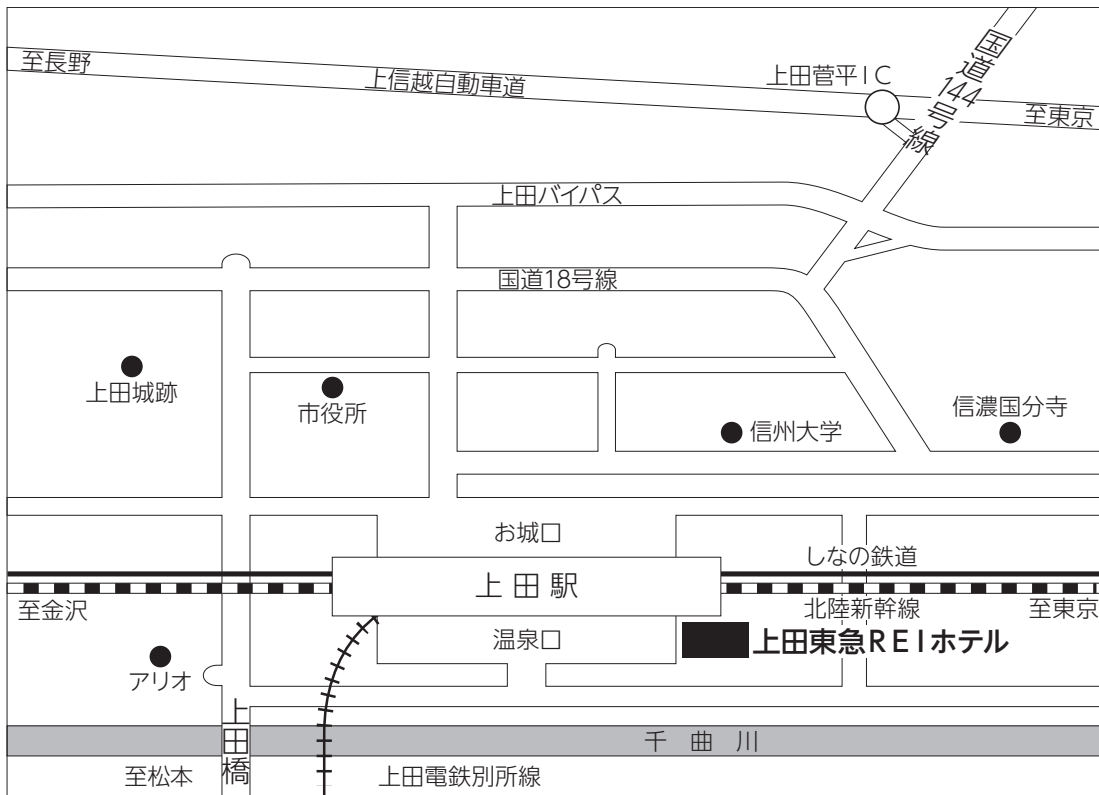
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みやざき たけし 宮崎 剛 (1959年8月12日生)	1995年8月 当社入社 2002年4月 当社システム事業担当部長 2007年6月 当社取締役 2010年4月 当社取締役システム事業統括部長 2015年10月 当社取締役関東エリアマネージャー 2017年10月 当社取締役営業企画推進部長 2019年6月 当社取締役退任 2019年8月 内部監査室長(現 監査室 内部監査担当) (現任)	114,300株
	(選任理由) 宮崎剛氏は、2007年より当社の取締役を12年間務め、主力事業であるシステム事業の責任者等を歴任し、事業拡大に貢献してまいりました。取締役退任後は、内部監査部門の責任者として、コーポレートガバナンスの充実および向上に努めてまいりました。これらの経験と知識によって、当社の経営に関する監査機能を担うことができると判断し、監査役候補者といたしました。		
2	あしだ ひさし 芦田 久 (1950年1月21日生)	1968年4月 株式会社八十二銀行入行 2001年2月 同行東京営業部営業一部長 2003年6月 同行執行役員飯田支店長 2005年6月 同行執行役員融資部長 2007年6月 八十二信用保証株式会社代表取締役社長 2013年6月 当社常勤監査役(現任)	7,757株
	(選任理由) 芦田久氏は、株式会社八十二銀行及び八十二信用保証株式会社在職中に、業務執行に係る等要職を歴任しており、金融機関の経営者としての豊富な識見に基づき、客観的かつ公平な立場で取締役の執行を監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。同氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 芦田久氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用について、当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た行為、犯罪・不正・詐欺に係わる行為、または法令・規則及び取締役法に違反することを認識しながら行った行為に起因して、被保険者に損害賠償請求がなされた場合には補填の対象としないこととしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は芦田久氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は芦田久氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 所有する当社の株式数には、シーティーエス役員持株会における本人の持分が含まれております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

長野県上田市天神4-24-1
上田東急REIホテル 3階『信濃』の間
TEL：0268-24-0109（代）



- お車をご利用の場合：上信越自動車道 上田菅平インターチェンジより約15分
- 北陸新幹線・しなの鉄道をご利用の場合：上田駅温泉口より徒歩1分

【お問い合わせ先】株式会社シーティーエス 経営企画室 TEL：0268-26-3700（代）

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場くださる株主様へのお土産の配布はございません。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

